

10月1日から 国民健康保険と 老人保健が変わります

医療制度の改正により、10月1日から国民健康保険に加入している70歳以上の人と3歳未満の乳幼児の医療費の自己負担割合や、老人保健の対象となる年齢と医療費の自己負担割合が変わります。

今号では、主な改正点についてお知らせします。



老人保健対象者

対象年齢が七十五歳に引き上げに

老人保健の対象年齢が七十歳から七十五歳以上に引き上げられ、昭和七年十月一日以降に生まれた人は、七十五歳から老人保健の対象となります。ただし、既に老人保健の人は、引き続き対象となります。

医療費の窓口負担が一割負担になります

医療費の自己負担割合

一般	1割負担
一定以上所得者	2割負担

住民税課税所得が124万円以上の人と、その人と同じ世帯に属する70歳以上の人

十月十一日までに収入額を証明できる書類を添付して申請された人は、十月一日から一割負担になります。申請が遅れると申請した月の翌月から一割負担になります。

老人医療受給者証が新しくなります
(色は今までどおりの白色です)

医療機関では、患者負担の割合が一割または二割(この受給者証で確認します)。なお、今までの

高齢者インフルエンザ個別予防接種のお知らせは14ページをご覧ください。

国民健康保険加入者

医療費の窓口負担が変わります

国民健康保険加入者の医療費の自己負担割合が一部変更され、次のようになります。ここでの「七十歳以上」とは、平成十四年十月一日以降に七十歳になる人のことです。それ以前に七十歳の人および七十歳未満で老人保健対象者は、今までどおり老人保健の対象となります。

医療費の自己負担割合

3歳未満の乳幼児 2割負担

3歳以上70歳未満 3割負担

(退職者医療制度該当者 2割負担
被扶養者は入院2割、外来3割負担)

70歳以上75歳未満 1割負担

一定以上所得者 2割負担

70歳になる月の翌月(1日生まれの方は誕生日)から対象となります

一定以上所得者とは、住民税の各種控除後の課税所得が年額百二十四万円以上になる人と、その人と同じ世帯に属する七十歳以上の人(七十歳未満で老人保健対象者も含む)のことです。

十月一日以降に七十歳になる人に
高齢受給者証(ふじ色)が交付されます

平成十四年十月一日以降に七十歳になる人には負担割合一割または二割が記載された、

ふじ色の高齢受給者証が交付されます。

医療機関にかかるときは保険証と高齢受給者証をお持ちください。高齢受給者証を持たずに医療機関に行くと一割負担になります。

医療費が高額になった場合
払い戻しが受けられます

一カ月の医療費が、次のように自己負担限度額を超え高額になった場合、限度額を超えた分が後から払い戻されます。

なお、同じ世帯で高額な自己負担額が複数あった場合には、合算されます。

七十歳未満の人は、同じ月内に、同じ医療機関に支払った自己負担額が「表2」の自己負担限度額(国保世帯単位◎)を超えた場合、七十歳以上の人は、同じ月内の外来の自己負担額を個人単位で合算した金額が「表1」の自己負担限度額(個人単位①)を超えた場合(ただし、入院の場合は限度額までの支払いとなります)

七十歳未満の人と七十歳以上の人で世帯合算する場合

- ①七十歳以上の人の外来分を個人単位で合算し「表1」の自己負担限度額(個人単位①)を適用した後、
- ②入院を含めた「表1」の自己負担限度額(世帯単位◎)を適用します。
- ③これに七十歳未満の人の自己負担額が二万円一千円以上のものをあわせて、「表2」の自己負担限度額(国保世帯単位◎)を適用します。

表1 1カ月の自己負担限度額(国民健康保険および老人保健)

70歳以上	医療費の負担	自己負担限度額	
		外来(個人単位①)	外来+入院(世帯単位②)
一定以上所得者	2割	40,200円	72,300円 + 医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算 (40,200円)
一般	1割	12,000円	40,200円
低所得		8,000円	24,600円
低所得		15,000円	

- ・低所得とは、属する世帯の世帯主および世帯員全体が住民税非課税の人
- ・低所得とは、属する世帯の世帯主および世帯員全体が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人
- ・()内の金額は、年4回以上該当した場合の4回目以降の限度額です。

表2 1カ月の自己負担限度額(国民健康保険)

70歳未満	自己負担限度額 (国保世帯単位◎)	
上位所得者	139,800円 (77,700円)	医療費が699,000円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
一般	72,300円 (40,200円)	医療費が361,500円を超えた場合は、超えた分の1%を加算
住民税非課税世帯	35,400円 (24,600円)	

- ・上位所得者とは、国民健康保険料の算定の基礎となる基礎控除後の総所得額が670万円を超える世帯にあたります。
- ・()内の金額は、過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の、4回目以降の限度額です。

問い合わせ

保険年金課保険給付係

(1階)番窓口(内線134~136)